

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'07/10

No. 114



吉田の龍勢
(秩父市提供)

建 産 連 の

S L O G A N

活 動 指 標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

龍勢まつり

龍勢とは「棕（むく）神社秋の大祭」に奉納する神事として、代々伝承され続けてきた「手作りロケット」のこと。櫓にかけて打ち上げる様が、龍の昇天の姿に似ていることから龍勢と呼ばれている。

ロケット推進の噴射によって約500メートルの高さまで上昇するが、伝承技術の違いによって27流派があり、それぞれが独自の工夫をこらすため、各龍勢も個性的なものに仕上がる。観客が打ち上げの成功を一喜一憂する中、十数分おきに30数本の龍勢が打ち上げられる。

◆ 巻頭言	(社)埼玉建築士会	2
◆ 行政情報		
1. 「埼玉の都市計画の基本方向」の概要について		3
2. 「川口リボンシティ地区」の開発経過について		6
3. 企業内保育施設等地域活用事業について		11
◆ シリーズ特集	「21世紀を展望したまちづくり」その111	
	—— 秩父市 ——	12
◆ 連合会の動き		
1. 建設業経営講習会を開催		16
2. 理事会・委員会報告		16
◆ 連載	愛すべき土木の人たち（その8）	
	—— 市川正三 ——	19
◆ 告知板		
1. 「埼玉県NPO基金」への寄付依頼について		25
2. 建設産業政策2007概要まとまる		26
3. 経営基盤強化・新分野進出に係る支援制度について		28
4. 両立支援レベルアップ助成金の概要について		30
◆ 建産連だより		
会員団体の動き		35
◆ 連合会日誌		38

建築基準法、建築士法改正の影響



高木 容

日頃より埼玉建築士会の活動につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年11月に発覚した構造計算書偽装事件に端を発し、国土交通省の社会資本整備審議会での「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方」の報告書をもとに、建築基準法、建築士法等の一部を改正する法律が公布され、平成19年6月20日に改正建築基準法、建築士法が施行されました。

今回の改正では建築確認の厳格化、指定確認検査機関の要件強化、建築士の業務の適正化及び罰則強化などが大きな柱となっていますが、特に構造方法・基準の明確化と構造計算適合性判定制度の導入、建築確認審査の延長、建築確認審査の方法及び中間検査・完了検査の方法について指針に基づく厳格な審査、検査の実施が従来の取扱いと大きく変わってしまいました。改正の影響により、確認申請書等が大幅に追加、明示すべき事項も具体的に示されるなど明確化され、誤記、記入漏れ等で軽微な不備と認められる場合以外は、申請書の補正が出来なくなり従来のように図書の差し替え、訂正が認められなくなり、構造関係においても大臣認定プログラムや技術基準解説書の発行も遅れております。このような影響もあって、申請者側、特定行政庁・指定確認検査機関とも慎重な対応となってしまう施行後の建築確認申請数は大きく減少し、建築生産における行為、行程など大きな影響をもたらすことになりました。

改正内容の是非はともかくとして、今回の改正では建築基準法第1条にある国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とすることを改めて認識する機会となりました。建築行為はコスト競争で争うべきものでなく、その過程において専門の知識、技能をもつ技術者が責任をもち、たえず健全な倫理観をもって業務遂行にあたっていくべきと考えております。今後、平成20年12月までには第二次改正として建築士法を中心に施行される予定で、高度化、多様化、複雑化する建築業界において、更なる自己研鑽と情報収集が大切となり、これからの建築のあり方を考えることも必要ではないでしょうか。

一方、埼玉建築士会では日本建築士会連合会が提唱する「専攻建築士制度」を昨年開始いたしました。多様化する建築士の業務の中において、医師が内科や外科と専門を表示しているように、建築士にも専門分化に対応するため、まちづくり・設計・構造・環境設備・生産・棟梁・法令・教育研究と8つの領域に分けて表示する制度となっており、建築士会CPD（継続能力開発）制度とともに推進を図ってまいります。

最後となりましたが、建産連会員の皆様並びにご家族の皆様方のご健勝をお祈り申し上げますとともに、日頃ご支援ご協力をいただいている関係行政、関係諸団体の皆様にお礼を申し上げご挨拶とさせていただきます。

〈(社)埼玉建築士会 会長〉

行政情報 1

時代の潮流を見据えた「埼玉の都市計画の基本方向」について ～埼玉県都市計画審議会からの提言～

埼玉県 都市整備部 都市計画課

はじめに

本県を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化しています。人口減少社会の到来、急速に進む高齢化、地球規模での環境問題の深刻化など、かつて経験したことのない局面にさしかかっています。

このような時代の潮流を見据えると、右上がりの人口増加や経済発展を前提としたこれまでの都市政策を大きく転換する必要があります。

本県には、人口700万人の豊富な人材、多彩な企業の集積、優れた交通基盤など、非常に高いポテンシャルがあります。また、緑や河川など豊かな自然に恵まれた、田園のゆとりという優れた魅力もあります。

この都市の魅力と田園のゆとりを活かした、活力ある埼玉をどのように実現していくかが大きな課題です。このため、県では、昨年2月、埼玉県都市計画審議会（土井幸平会長）に対し、今後の県のとるべき都市政策や都市計画の基本方向について調査検討を依頼しました。

都市計画審議会では、専門部会（久保田尚部会長）を設置し調査検討を行い、本年2月、「時代の潮流を見据えた『埼玉の都市計画の基本方向』」について、知事あて提言を頂いたところです。

今回、この提言書の概要につきまして、ご報告いたします。

《調査検討経緯》

- ◆平成18年 2月17日（金） 第196回都市計画審議会
（調査検討依頼、専門部会の設置）
- ◇平成18年 3月28日（火） 第1回専門部会
- ◇平成18年 6月 2日（金） 第2回専門部会
- ◇平成18年 7月11日（火） 第3回専門部会
- ◇平成18年 9月12日（火） 第4回専門部会
- ◆平成18年10月27日（金） 第198回都市計画審議会（中間報告）
- ◇平成18年11月13日（月） 第5回専門部会
- ◇平成18年11月22日（水） 第6回専門部会
- ◇平成19年 1月24日（水） 第7回専門部会
- ◆平成19年 2月 6日（火） 第200回都市計画審議会（最終報告）
都市計画審議会から知事への提言

提言書の概要

第1章 埼玉らしさとは

- 1 県民700万人のふるさと（埼玉をふるさととした人々が育てていく）
- 2 豊富で多彩な緑が暮らしとともに（都市の身近に緑があり、うるおいのある生活が送れる）
- 3 産業立地の高いポテンシャルを持つ内陸県（産業面での優位性を有し、さらなる発展性を秘める）

第2章 時代の潮流と埼玉の都市計画の課題

1 時代の潮流と課題

- （1）人口減少・超高齢社会の同時進行
- （2）経済のグローバル化
- （3）県民ニーズの変化、多様化（福祉・安全）
- （4）環境問題への対応

2 埼玉の都市計画の現状と課題

- （1）中心市街地の整備の遅れや郊外部での開発の進展
- （2）高速道路網の充実
- （3）地域の特色が薄れている

など

第3章 埼玉の将来都市像

1 20年後の望ましい姿（4つ県民生活の視点から）

（1）住まいかた

（2）暮らしかた

（3）働きかた

（4）親しみかた・憩いかた

将来都市像

「みどり輝く 生きがい創造都市」
～暮らし続けるふるさと埼玉～

（1）暮らしやすく、ふるさととして愛着のもてる都市

- ① 便利で賑わいのあるまち
- ② 多彩な住まいかたを実現できるまち
- ③ 安全で地域の福祉が充実しふれあいが豊かなまち

（2）誰もがいきいきと働いている元気な都市

- ① 産業が集積された活力みなぎるまち
- ② 高度なもののづくり産業が育っているまち
- ③ 地域で能力が発揮でき、生きがいが見えるまち

（3）地域の営みが未来につながる都市

- ① 地域の歴史や文化を醸し出しているまち
- ② 農や緑を身近にふれあうことのできるまち
- ③ 誇りが持て、環境に優しいまち

第4章 埼玉の都市計画の基本方向

1 駅から始まるまちづくり (1) 中心市街地の集重整備 (2) にぎわいと交流の拠点づくり (3) 誰もが使いやすい都市交通環境の実現	2 プラス1のまちづくり (1) 地域中心都市のパワーアップ (2) 歴史・文化を活かした都市の顔づくり (3) 美しいまちなみ景観の創造
3 産業応援まちづくり (1) 戦略的な産業拠点整備の支援 (2) 圏央道IC周辺の計画的な産業基盤の整備 (3) 既存産業の操業環境の保全	4 田園と生きるまちづくり (1) 郊外の市街地でのゆとりある土地活用 (2) 田園と調和した秩序ある土地利用の推進 (3) 田園集落の原風景の保全・再生

第5章 都市計画の実現に向けての課題

1 多様な主体・分野との連携・協働について ・住民やNPO、企業などが主体になったこれからのまちづくりの仕組みづくり ・福祉・農業・産業など、様々な分野との連携によるまちづくりの仕組みづくり
2 都市計画の運用システムについて ・客観的な指標に基づく計画づくり ・都市計画の継続性や安定性を保持しつつ、適時適切に個別の都市計画を見直すシステムづくり ・中心市街地活性化のための計画とリンクした整備プログラムの策定 ・都市が秩序立てて縮小していく際の新たな土地利用システム
3 これからの都市計画において県が担うべき役割について ・広域行政としての役割 (県全体の都市計画のマスタープラン策定、県土構造の骨格を成す都市施設整備、広域都市圏における目標づくり、土地利用に関する広域調整) ・具体的に都市計画を推進するための役割 (積極的な情報開示、まちづくりリーダーの育成・連携強化、市町村への支援)

提言をふまえて

県では、本提言を踏まえ、本年度、これからの都市計画の方針を示すまちづくり埼玉プランを策定します。このプランを基に、主要な都市計画の方針を見直し計画的で一体的なまちづくりを進めていきます。

行政情報 2

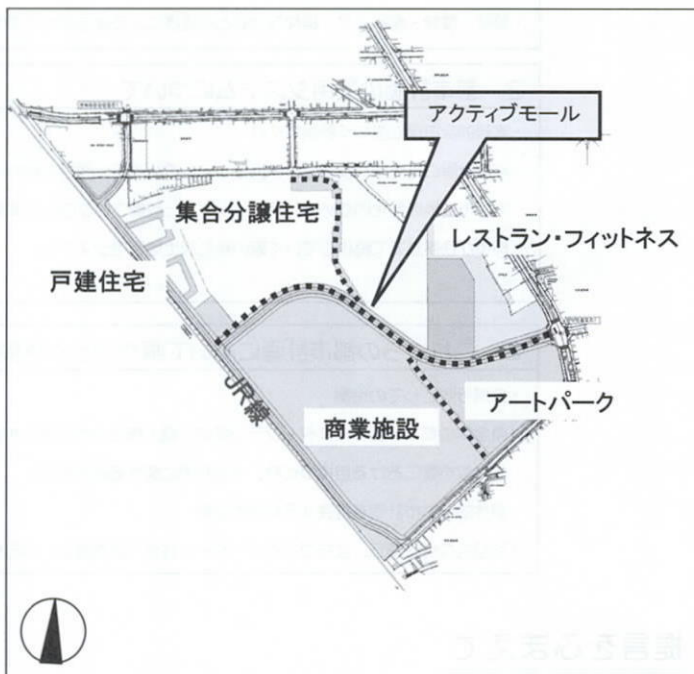
リボンシティが都市景観大賞 「美しいまちなみ優秀賞」を受賞

独立行政法人都市再生機構 埼玉地域支社

「リボンシティ」(川口市)はJR京浜東北線川口駅の北約800mに位置し、大正12年から操業を続けたサッポロビール埼玉工場の跡地を、UR都市機構の事業コーディネートにより再開発した地区です。去る6月1日(景観の日)に平成19年度都市景観大賞の表彰式が行われ、本地区は「美しいまちなみ優秀賞」を受賞しました。本稿では、賞の審査において高く評価された「官民一体による」「計画段階から将来にわたる」地区全体の景観形成の取り組みを中心に、本地区の事業概要についてご紹介させていただきます。



並木元町公園 (アートパーク)



地区概要

所在地	埼玉県川口市並木元町1-1ほか
敷地面積	約11.8ha
地域地区	準工業地域（容積率200%、建ぺい率60%）、特別工業地区、準防火地域
交通	J R京浜東北線川口駅の北 約800m 県道川口上尾線（通称・産業道路）に接道

整備概要

公共施設：地区内道路、並木元町公園（アートパーク）1.1ha、
並木元町南公園・中公園・北公園

商業施設：専門店・スーパーマーケット・シネマコンプレックス、フィットネスクラブ、
レストラン

住宅等：分譲集合住宅（868戸）、戸建住宅（34区画）、賃貸住宅（90戸）・
有料老人ホーム・保育所等

事業推進プラットフォームの構築

平成14年9月に工場の閉鎖が発表され、同年11月にサッポロビールから依頼を受け当機構が跡地利用構想策定コーディネートに着手しました。コーディネートを行うにあたり、機構は、関係者が共通認識を持ち相互協力を行うことができる体制（事業推進プラットフォーム）の構築を目指しました。初動期のコーディネート業務において、機構は県及び市との意見交換会、学識経験者を交えた基本構想策定委員会における討議を経て、「開発計画への提言」をまとめサッポロビールに提出しました。これを受けサッポロビールは、「川口市の都市部における『まち歩き』が楽しい新しい都心空間の実現」を基本コンセプトとする「開発計画の方向性」をまとめ、これに基づき平成15年10月に川口市・サッポロビール・機構による三者協議会が設置され、プロジェクトの円滑な推進が図られました。

また、事業実施段階においては、サッポロビールから土地を取得した事業者全員が参画する事業者協議会が平成15年12月に設置され、この場でスケジュール等の調整をはじめランドスケープ計画・サイン計画・地区計画等の検討が行われました。

これら2つの協議会が事業推進プラットフォームとして機能し、事業の進捗に応じて生じる様々な課題を適切・円滑にクリアするとともに、事業関係者が計画段階から地区全体の景観・緑環境のあり方に関する価値観を共有することが可能となりました。



H18.4.1 撮影

● 地区マスターデザインの提示による意識の共有化

事業者協議会における計画段階の具体的な取り組みとして、『『まち歩き』が楽しい都心空間の実現』という基本コンセプトに沿ってクオリティの高い街を創るため、事業者全員が街のイメージを共有できるランドスケープデザインを定めることを目的に、地区マスターデザインの策定を行いました。このマスターデザインに基づき、道路などの公共空間を中心に植栽計画・舗装計画・サイン・アート計画といった様々な検討を進め、一体的な街のアイデンティティの形成・共有を行いました。

本地区のランドスケープデザインにおける特徴的な項目として、

- ・歩行空間のネットワークの形成（アクティブモール）
- ・並木の植栽に囲まれた「緑のトンネル」となる歩行空間
- ・サッポロビール工場で使用されていたものをオブジェとして地区内に配置するなど、まちの歴史の継承

等によりオリジナリティのある景観を形成しています。



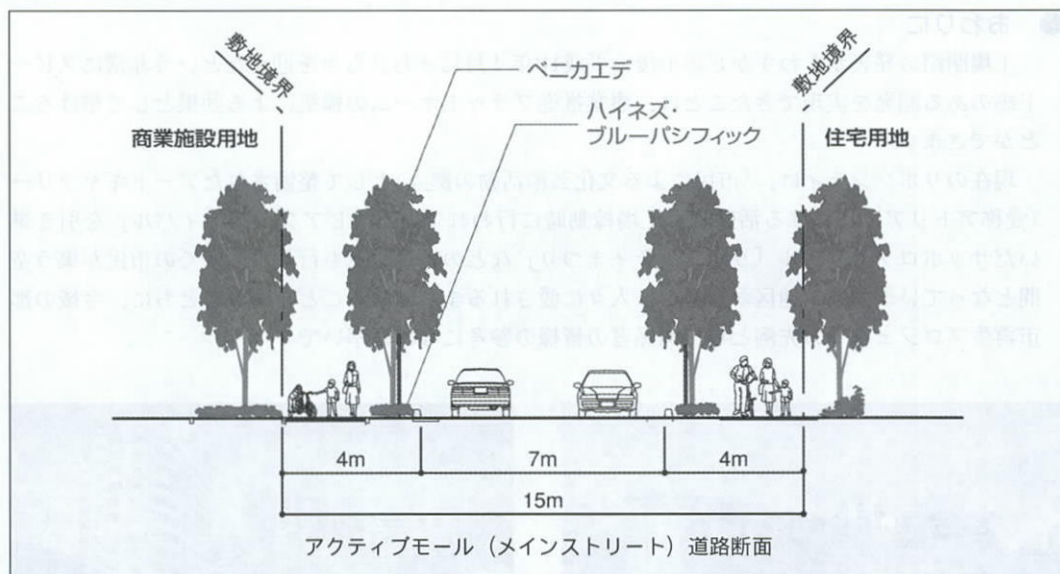
アクティブモール



仕込み釜のオブジェ

● 官民一体によるまちなみの整備

アクティブモールと総称される地区内道路は、川口市が管理する道路・歩行者道と民有地の公開空地を活用したレジデンスモール（歩行者道）によって構成されており、両者が一体となって歩行空間ネットワークを形成しています。また、アクティブモールは本地区を象徴する並木の植栽に囲まれた緑豊かな歩行空間となっています。沿道の事業者、川口市の協力の下、敷地境界に沿って同じ樹種を植える等、官民協働により一体的な景観形成が行われています。



● 将来にわたるまちなみの維持保全

このようにして整備された美しいまちなみを将来にわたり維持することを目的として、事業者協議会において地区計画の検討を行い、平成16年8月に事業者提案型の地区計画を川口市に提出しました。地区計画では、建物の用途の制限及び歩行者空間の地区施設による位置付けを行っています。また、植栽の管理についても川口市及び関係事業者間で植物管理ガイドラインを策定し、これに基づき「リボンシティ緑化協定書」を締結するといった、官民協働での取り組みが行われています。

■ 機構の役割

● 初期期コーディネート業務の受託

- ・ 土地所有者から工場跡地の土地利用計画策定のコーディネート業務を受託、民間事業者のニーズ把握、公共団体との協議・調整を行い、土地利用計画案、開発条件及び開発のスケジュールを早期に確定
- ・ 土地所有者から民間事業者への土地譲渡条件を整理し、民間事業者の早期参画を実現

● 事業段階コーディネート業務の受託

- ・ 複数の事業者間の工程調整及びインフラ整備の条件整理など
- ・ 全体の景観調整などの良好な計画への誘導

● 基盤整備工事の実施

- ・ 地区内の道路、建築敷地の整備
- ・ 直接施行による近隣公園（並木元町公園）の整備

● 民間供給支援型賃貸住宅制度の活用

- ・ 工場跡地の一部を取得し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅供給を支援

● おわりに

工場閉鎖の発表からわずか3年半後の平成18年4月にまちびらきを迎えたという非常にスピード感のある開発を実現できたことは、事業推進プラットフォームの構築による効果として挙げることができます。

現在のリボンシティは、「市民による文化芸術活動の拠点」として整備されたアートギャラリー（愛称アトリア）における活動や、工場稼動時に行われていた「ビアフェスティバル」を引き継いだサッポロメモリアル「リボンシティまつり」などのイベントも行われ、多くの市民が集う空間となっています。本地区が、さらに人々に愛されるまちになることを願うとともに、今後の都市再生プロジェクトの先例として関係者の皆様の参考になれば幸いです。



アートギャラリー（アトリア）



サッポロメモリアル「リボンシティまつり」

行政情報 3

地域児童を受け入れる企業内保育所を支援します！

～企業内保育施設等地域活用事業～

埼玉県 福祉部 子育て支援課

保育所待機児童の解消と企業における子育て支援の両面を促進するため、平成18年度から全国初の取り組みとして、企業内保育所への地域児童の受け入れ支援を開始しました。

これは、オフィス・工場・病院・商業施設等が設置する企業内保育所に、その企業の従業員の児童に加えて地域の児童を受け入れるために必要な施設の改修工事等に要する経費の一部を補助するものです。

平成18年度は、モデル企業として4企業を選定しました。平成19年度においては6か所程度の企業に助成する予定であり、利用の拡大を促進していきます。

○ 対象事業所

企業内保育所で地域の児童を受け入れる県内事業所（さいたま市、川越市を除く）

・オフィス、工場、病院、商業施設等事業所の種類に制限はありません。

・新たに保育所を設置する事業所も対象となります。

・工業団地や複数の企業による事業所が共同設置する保育所も対象となります。

○ 助成内容

施設整備に係る助成

・改修や増改築に係る整備費の一部を助成します。

改修費 30万円 （地域児童1人当たり）

増改築費 62万5千円（〃）

・遊具やベビーベッドなどの備品購入費も含まれます。

<平成18年度 モデル企業>

企 業 名	業 種	保育所所在地
埼 玉 西 ヤ ク ル ト 販 売 (株)	飲食料品小売業	所 沢 市 (2か所)
医療法人社団協友会 東 川 口 病 院	病 院	川 口 市
(株) コ マ ー ム	保育事業	川 口 市
医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会	病 院	鶴ヶ島市

○ 問い合わせ先

埼玉県福祉部子育て支援課 保育施設担当 TEL 048 (830) 3328

シリーズ 特集

その111

「21世紀を展望したまちづくり」

第1次 秩父市総合振興計画
～近未来ちちぶまちづくりプラン2006～

“環境重視・経済回生”
自然と人のハーモニー
「環境・観光文化都市 ちちぶ」の実現に向けて



秩父市長
栗原 稔

秩父市の概況

本市は、埼玉県の北西部、都心まで約60～80km圏、さいたま市までは50～70km圏に位置します。面積は577.69平方キロメートルで、埼玉県全体の約15%を占めています。

市域の約87%は森林であり、その面積は埼玉県の森林の約40%を占めています。また、ほとんどは秩父多摩甲斐国立公園や武甲・西秩父などの県立自然公園の区域に指定されています。標高2,000m級の急峻な秩父山地に囲まれ、甲武信ヶ岳に源を発する「埼玉の母なる川」荒川が市域を貫流する、自然環境に恵まれた都市です。

日本三大曳山祭として全国的に有名な「秩父夜祭」をはじめとして、数多くの有形無形の文化財と郷土芸能が継承されている地域であり、観光農業や日帰り温泉、近年では、羊山公園の「芝桜の丘」に県内外から百万人を超す花見客が訪れるなど、埼玉県有数の観光地としても知られています。

計画策定の経緯

本市は、平成17年4月1日に旧秩父市、吉田町、大滝村、荒川村の合併により新たに誕生しました。

この「第1次秩父市総合振興計画～近未来ちちぶまちづくりプラン2006～」は、合併に際して策定した「新市まちづくり計画」をもとに、本市の将来像を明確にするものです。そして、将来像を実現するために、平成18～27年度までの10年間に本市が進むべき方向とまちづくりの基本方針を示し、市民が住んで良かったと感じられるまちづくりを推進するための計画です。

本計画は、今後10年間の本市の行政経営の指針となるとともに、未来の秩父市への確かな道筋をつけるためのものであることから、市民と職員の手づくりにより策定しました。なお、本計画は、その先導的な影響力が認められ、平成19年2月に「第11回 日本計画行政学会 計画賞」を受賞しました。

● 秩父市の将来都市像 ●

本市は豊かな自然の恵みとともに歩み、歴史、経済、文化を築き上げてきました。少子高齢化・人口減少をはじめとする社会経済構造の変化の波に直面している現在、私たちは英知を結集して持続可能な豊かな社会を次代へ引き継がなくてはなりません。

このようなことから、「環境」と「こころ」をキーワードにして、すべての市民が幸せに暮らせる秩父市の将来都市像を次のように掲げました。

“ 環境重視・経済回生 ”

自然と人のハーモニー

環境・観光文化都市 ちちぶ

● 5つの基本目標 ●

将来都市像を実現するために、5つのまちづくりの基本目標を掲げました。

1 まち輝きむら際だつまちづくり

それぞれの地域がひとつになった新市では、そこから生まれる力を発揮してすべての市民が暮らしやすく、「まち」も「むら」も輝き続けるまちづくりを進めます。

2 森と水の力ほとばしるまちづくり

豊かな森林環境の保全に配慮しつつ、森林資源の有効活用を図り、木材産業だけでなく新たな産業を興し、自然環境を最大限に生かしたまちづくりを進めます。

3 助けあい温もりのまちづくり

一人ひとりの暮らしを社会全体で支え、助けあい温もりの感じられる地域社会をつくり、すべての市民が健康で安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

4 笑顔とあいさつ 思いやりと感動あふれるまちづくり

将来を担う子どもたちが、郷土秩父を愛し、志を高く持ち続けるとともに、思いやりと温もりの中で育った子どもたちの元気な声が響くまちづくりを進めます。

5 活力ある豊かなまちづくり

環境を保全して未来の世代へ豊かな自然を伝えとともに、経済の発展を目指します。環境保全と経済発展を両立させて活力あるまちづくりを進めます。

● 7つの基本方針 ●

基本目標を補完するものとして、7つの基本方針を掲げました。

- 1 森と水の力を未来につなぐ 「環境のまち」
- 2 安全で住みたくなる 「快適なまち」
- 3 温もりと安心のある 「健康のまち」
- 4 にぎわいと感動を呼ぶ 「交流のまち」
- 5 すぐれた価値を生み出す 「活力のまち」
- 6 健やかに成長できる 「共育のまち」
- 7 互いに助けあう 「協働のまち」

● 地域別計画の策定 ●

新秩父市は面積が広大であるうえ、地域ごとの個性をもっており、全体を5つの地域に分けて、それぞれのエリアごとの特徴を生かしたまちづくりを進めるため、地域別計画を策定しました。それぞれの地域区分に当たっては、旧市町村の行政界にとらわれることなく、地理的条件や経済条件、交通条件などを考慮して分類しました。

- 1 大滝地域
～豊かな森林と清らかな源流を保全・活用し 潤いある暮らしができるまちづくり～
- 2 久那・浦山・荒川地域
～魅力ある山里と食文化を活かした 癒しの空間を創造するまちづくり～
- 3 中央地域
～商工業を活性化し 歴史と文化がいきづく 賑わいのあるまちづくり～
- 4 尾田・大田・下吉田・久長地域
～のどかな田園風景と多様な産業が共生する 生産力のあるまちづくり～
- 5 阿熊・上吉田・石間・太田部地域
～自然の恵みを活かし 循環型社会を築く 環境にやさしいまちづくり～

第1次秩父市総合振興計画（近未来ちちぶまちづくりプラン 2006）

秩父市まちづくり基本条例

秩父市環境基本大綱

＜将来都市像＞

“環境重視・経済回生”

自然と人のハーモニー

環境・観光文化都市 ちちぶ

基本

目標

① まち輝きむら際だつまちづくり

③ 助けあい温もりのまちづくり

⑤ 活力ある豊かなまちづくり

② 森と水の力ほとばしるまちづくり

④ 笑顔とあいさつ思いやりと感動あふれるまちづくり

基本方針

① 森と水の力を未来につなぐ「環境のまち」

② 安全で住みたくなる「快適なまち」

③ 温もりと安心のある「健康のまち」

④ にぎわいと感動を呼ぶ「交流のまち」

⑤ すぐれた価値を生み出す「活力のまち」

⑥ 健やかに成長できる「共育のまち」

⑦ 互いに助けあう「協働のまち」

地域別計画

大 滝 地 域

久 那 ・ 浦 山 ・ 荒 川 地 域

中 央 地 域

尾 田 蒔 ・ 太 田 ・ 下 吉 田 ・ 久 長 地 域

阿 熊 ・ 上 吉 田 ・ 石 間 ・ 太 田 部 地 域

新市まちづくり計画

各種部門別計画

連合会の動き

⑥企業格付けとしてのBCP ⑦緊急事態を生き抜くために——について解説を行った。

建設業のBCP (事業継続計画) を学ぶ

第2回建設業経営講習会

当建産連は7月19日午後2時から、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証㈱ 埼玉支店との共催により、平成19年度第2回目の建設業経営講習会を建産連研修センター大ホールで開催、加盟団体企業の経営者・管理者(総務・危機管理担当者)など約80名が受講した。

同日は、「企業格付けに必要な建設業の事業継続計画(BCP)」をテーマに、建設教育研究推進機構の大野春雄理事長が約2時間にわたって講演した。

大野講師は、「災害、事故など企業はいろいろなリスクにさらされている。万が一、災害や事故で被害を受けても重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短期間で再開することが求められている。事業継続計画(BCP)は、目標として設定した復旧時間内で、いかに事業を再開させるかという事業継続を追求する計画で、建設業のホットなテ-



マである。事業の継続性を確保するBCPは、企業存続の生命線であることから、建設業にとつてのBCPをぜひ理解していただきたい」とし、①事業継続計画(BCP)とは ②建設業とBCPとの関連 ③内閣府BCPガイドライン ④建設業の災害認定 ⑤災害対策と地域貢献

委員 理事会報告

事業の執行等について協議

平成19年度第2回理事会開催

7月18日午前11時から、建産連研修センター第1会議室で平成19年度第2回理事会が開催され、当面の事業執行について協議が行われた。

参院選において、業界団体が推薦している佐藤のふあき候補の個人演説会が7月27日に、建産連研修センター大ホールで開催されることから、各団体の積極的な参加を要請した。



全国建産連会長会議提出議題と 団体政策要望などを協議

第1回総務委員会

平成19年度第1回目の総務委員会が7月19日正午から、埼玉建産連会館特別会議室で開催され、国および県に対する要望事項と全国建産連会長表彰候補者について協議が行われ

た。

当日は古郡委員長欠席のため、代わって高木副委員長が「公共事業をはじめとする建設投資の減少、価格競争の激化などにより厳しい経営環境にある、本日は我々、地方建設産業界の課題改善に向けて、国や県に対する要望事項を中心に審議いただくが、活発な議論により、実り多い会議となるよう期待する」とあいさつ、委員紹介の後、高木副委員長を議長に協議に入った。

【議 題】

国および県に対する要望事項について

全国府県建産連会長会議の提出議題については、①建設工事に係る分離分割発注の推進および地元専門企業への発注の推進について②ダンピングの防止について——の2件を当建産連の提出議題（8月10日提出）とすることを諮り、承認された。

また、自民党県議団に提出する埼玉県に対する要望事項については、国への要望事項をアレンジして提出（7月20日提出）することです承された。



全国建産連会長表彰候補者について

表彰規程に則り、平成19年度推薦者として、藤原恒男副会長（埼玉県造園業協会 会長）、渡邊秀雄理事（日本塗装工業会埼玉県支部 支部長）の2氏が挙げられ、決定した。その他

第2回理事会において協議された選挙対応について事務局より説明、理解と協力を求めた。

19年度事業

「独禁法」講演会と 施設見学会実施を決める

研修指導委員会開催

平成19年度第1回目の研修指導委員会が8月21日正午から、建産連会館特別会議室で開かれ、19年度事業の実施計画について協議が行われた。

議事に先立ち藤原委員長が、「我々中小建設産業は、大変厳しい環境の中にあっても多くの課題を抱えている。これらの諸課題改善の参考となるような中身の濃い事業を実施していきたい」とあいさつ、議題審議に対する協力を求め協議に入った。



【議 題】

事業実施状況について

事務局より、これまでに実施した講演会、研修会、施設見学会の概要について報告が行われた。

平成18年度事業実施計画（案）について

事務局から講演会についてA案（独占禁止法と公共工事）とB案（中小建設業の経営統合と地域との連携について）の2案が示され、協議の結果、A案の採用が決定した。

◆講演会・研修会について

▽日 時 10月中旬 午後1時30分から

▽場 所 建産連研修センター3階大ホール

▽テーマ 独占禁止法と公共工事

▽講 師 二宮照興氏

（丸市綜合法律事務所 代表弁護士）

平成18年1月から改正独禁法が施行されたが、昨年から多くの事件が起っており、独禁法の考え方を改めて知っておく必要がある。本講習では、公共工事の入札談合に独禁法がどのように適用されているかを解説。まず、違法行為の捉え方を別の法律である刑法の談合罪と比較するとともに、独禁法違反となった場合のペナルティや、最近の摘発事例についても触れる。

◆施設見学会について

事務局より、圏央道・川島インターチェンジ周辺と、和光市総合体育館の2カ所の見学会を実施したい旨を諮り、了承された。

実施時期は、11月頃を予定、詳細は、当該施設管理関係者との打合せにより決定する。

第113号編集とポスター・絵画コンクール募集について協議

広報委員会

7月25日正午から、建産連会館特別会議室で広報委員会が開催された。



【議題】

「建産連ニュース」第113号の発行について

このほど発行された7月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第114号の編集案について

10月に発行する第114号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。

「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて

事務局より第29回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集について、6月20日付けで県内の小・中学校長あてに依頼文を送付した旨を報告。

今後のスケジュールとしては、10月1日に応募を締切、10初旬に2名の先生による審査を行った後、10月24日開催の広報委員会で承認を得ることなどが確認された。

その他

次回委員会開催日を10月24日とすることを決めて閉会した。

広報委員会からのお願い

建産連ニュースの編集内容をさらに充実させるため、当委員会では皆様方から編集に対するご意見・ご要望を募集しております。

ご意見・ご要望については、FAXで事務局までお寄せ下さい。お待ちしております。





「コンクリート2題」

「きがかりと少子化問題」

土木関係の事務所におりますと、いつも気にかかるのは、なんと言っても、台風などの災害対策と会計検査（会検と呼んでいる）であります。

大雨注意報など発令されますと、新婚であろうとなかろうと、事務所内待機となり、泊りとなります。そのため、家に帰れないばかりか、解除まで徹夜で雨量報告などしなければなりません。

予報通り、大雨でも降ってくれば、気も引き締まり、朝方まで、水防のため飛び回っても充実感もあり張り合いがあるのですが、予報が外れて、一滴も雨が降らずに、晴れ渡った星空など見上げますと、気象庁が恨めしくなることもあります。

この予報のために、警察署や消防署をはじめ、ライフラインを支える東電や電電（N T T）などの人達が一晩中待機させられるのです。

責任を問われるのがいやなので、安全側の判断をし、安易に「大雨注意報」など出しているのではないと思うほど、多くの発令がなされます。

このため、どれほど多くの税金が使われるかを、気象庁の人はわかっているのでしょうかね、と、新婚時代に、たびたび、足止めくった者の嘆きは、定年後の今でも消えないのであります。

こんなことから、土木に関わる公務員の

子供は少ないのです。3人も子供がいる人は珍しいだけでなく、皆からも高い称賛を受けます。「よくやった！いなごのしょんべん！」



子供3人以上
おおいばり

「泣く子も黙る会計検査」

会計検査では、「国民の税金が正しく使われたかどうか」の検査ですから、何ヶ月も前から現場や書類の見直しをいたします。

特に、工事写真は穴のあくほど見られますので、図面上の構造物が正しく施工された経過がわかるように、念入りに見直しを行います。

そんな準備を経て、会計検査当日ともなりますと、まさに、戦場になります。

会計検査も、かつては、2・3年に一度ぐらいだったのですが、最近では、河川局、道路局、都市局、住宅局など毎に、毎年検査を受けなければならなくなりました。

この検査の結果によっては、補助金の返還、場合によっては担当職員の処分までであるとい

うことで、皆緊張しますが、それより、「会検につかまった」という噂はまさに千里を走り、不名誉この上ありません。

「名工の鍛えしツルハシ」

私が役所に入り立ての昭和40年代は、台風の本土上陸が多く、河川の堤防や護岸が被害に遭いました。

この復旧工事が大変だったのです。

護岸だけでは、水の流れにより、根本が掘られてしまうので、**根固めコンクリートブロック**をその前面に施工いたしました。

この根固めコンクリートは値段がはるので、会検ではよくみられました。

この時の会検も、河川構造物が主で、特に、根固めコンクリートが念入りにみられました。

私が担当した日高方面が無事終わったので、事務所に戻って、ほっとしていると、

「入間川の検査で大変なことになってる」との一報が入りました。なんのことだろうと、耳をすまして聞いてみると、

「コンクリートにツルハシ！」

「ツルハシがどうなんだ！」

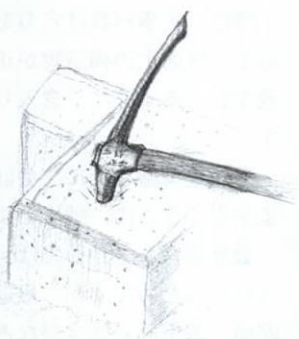
「何！」

「ツルハシがコンクリートにすっぽり、突き刺さったんだ」

「そんな馬鹿な、何故？刺さるんだ」

それから、あわただしく、ツルハシ、ツルハシという言葉が何度も飛び交いました。

その入間川の現場は、完成検査が私の担当する日高の現場と同じだったので、問題の根固めコンクリートは、私も見たのですが、それは素晴らしい出来で、表面が青みがかってキ



ンキンしておりました。

出来上がりの良いコンクリートは、土木の技術屋にとって何よりの目の保養になります。

感心すると同時に、半分妬ましいような、羨ましいようなものでした。施工した親方も、嬉しそうしておりました。

そのコンクリートにツルハシが刺さったと言うのです。私も「そんな馬鹿な」と、絶句してしまいました。

その次の瞬間、「兜を叩き切った名刀」や「大岩をなますのように切り刻んだ大刀」などが。頭をよぎりました。それで、「五郎正宗の鍛えたツルハシ」があったのかと、閃きました。

「ツルハシはどんなやつなんだろう、もの凄いのがあるんだなあ」

「昨日から使ってるもので、いつものやつなんだが、それが、なにか？」と、逆に聞かれたので、あわてて、

「ダイヤモンドの刃がついた電動ドリル式のツルハシでもなければ、刺さるんですよ、あのコンクリートの品質は最高級ですよ」と、とっさに、「名工鍛えのツルハシ」はひっこめてしまいました。



それから、大騒ぎとなりました。役所内でも、その現場の担当者の落ち込みはひどく、呆然として夢遊病者のようにフラフラと行ったり来たりしておりました。

このあわただしい中で、私も、狐につままれるとはこのことで、原因が思い当たりません。

生コン会社でのテストピース（供試体）を潰した記録も、正常以上の強度が出ております。

会計検査の調査官も、このような経験がなく、コンクリートの様子を長い時間つぶさに観察していた、との話も伝わりました。

生コン会社の試験室の人にも来てもらって、事情を説明したのですが、首をひねるばかりでした。そして、

「どんなツルハシを使ったんですかねー」と、私と同じような事を考えたようです。

どうしても原因に思い当たることがない、ということで、「現場にテストピースを沈めて様子を見る」ことになりました。

果たして、1ヶ月もしない内に、テストピースはもろくなってグズグズになってしまいました。工場の廃液が流れ込んで悪さをしたからでした。

その後、工場への指導とコンクリートの打ち直しで、一件落着いたしました。

コンクリートの水環境について深く考えさせられた事件でした。これは、秩父土木事務所（現在秩父県土整備事務所）にいた頃、山口組先代社長の山口能治さんが、コンクリートの打設に、谷から水を担ぎ上げるのが大変なので、風呂の水をもらってやったところ、いつまでたっても固まらず難儀したと、おっしゃってことが思い出されました。

コンクリート
練り混ぜに使う
水は**清浄なもの**
という原則
がありますが、
既に固まったコン
クリートが、
悪水により、腐
食してしまった
事例は珍しいの
ではないかと思
います。



美人が入った湯でも
コンクリートは嫌いです

コンクリートの責任は生コン会社か？

秩父土木から元の飯能土木事務所に転勤して、まもなく、会計検査がありました。ここ2年連続して、コンクリートで問題があり、皆、ビリビリしているところでした。

しかし、またまた、上殿川の現場でコンクリートの強度不足が問題となりました。飯能土木はよくよくコンクリートにたたられるところであります。いつもはユーモアあふれる細田所長さんも、このときばかりは、相当こたえたようでありました。しかし、自ら、陣頭指揮にたたれ、説明なども一生懸命でありました（当時、所長が説明することは減多になかった）。

このたびの検査は、護岸コンクリートから直接テストピースを抜き取り、それを24時間水浸し、アムスラー（圧縮強度試験器）で潰すと言う方法で、現場のコンクリート強度がどうなのかをみているようなのですが、テストピースを抜き取る器具がちゃちなもので、その影響で、バラツキがだいぶ出てるようなのです。しかし、相手は泣く子も黙る調査官です。うっかりなことはいえません。

上殿川の現場コンクリートは、見た目にも茶色がかっており、おまけに**す**（大根などが凍ると**す**がはいる）が入っており、強度不足の感じがありありと伺える出来でした。

自分の担当ではないので、施工時の状況はわかりません。しかし、この施工業者は誠実で良い工事することに定評があり（工事の施工では、これが何よりも大事）現場の親方（工事責任者）も私のよく知っている人で、生真面目な堅い仕事をするので有名な人でありました。でも、このコンクリートの出来はなんでしょう。お粗末そのものです。何かがあったようです。

もう、抜き取り器具の精度どころではありません。強度不足でテストピースそのものが抜き取れないのです。したがって、大騒ぎとなりました。

夜になると、社長さんがやってきて、かんかんになって怒っております。

「飯能生コンが悪いんだ！うちではこんなことは初めてだ！一生懸命やってきたのに信用台無しだ！どうしてくれるんだ！」

長年、良い工事をひたすら心がけてこられた温厚な社長さん、怒りで、手が震えております。頭から生コンのせいにしております。

「市川さんよ、あんたなら、うちの工事のやりかたはわかってんだろう。飯能生コンを初めて使ったらこの始末だ！まったくひでえ災難だ！」

「生コン伝票から配合報告書、強度試験まで、どこを見ても、不審なものはありません。もし、生コンがおかしければ、コンピュータで制御管理しているので、当日、出荷したものの全てに影響があるはずですよ。」

「どこかで、余ったやつとか、不合格になったものを、うちの現場に持ち込んだにちがいないえ」

「会計検査なので、たまたま、現場を見させてもらったんですが、あそこだけおかしいんですよ、生コンのせいなら、あの日打設した生コン全部に影響が出るはずですよ」

「たまたま、変なコンクリートを何台かに一台とかで混ぜたんだ」

「生コン伝票ではそうなってはいませんよ」

「生コン伝票なんて、こっちが頼めば、どうにだって出来るんだ」

「いま、会計検査のまっただなかなんですよ、そんな説明を社長さんともあろう人が」

「じゃあ、生コンのせいじゃあねえのか、飯能生コンの肩をもつのか、うちが会検につかまるなんて前代未聞だ、現場だって、一番しっかりした親方をつけてるんだ」

「確かに、施工体制や親方ももしっかりしているし、社長さんも自ら現場にも足を運んだりして、お宅の会社の仕事ぶりは承知しております。だから、不思議なんです。いまのところ、原因はわかりません。しかし、

コンクリートは生き物といわれてるんです。難しいんですよ」

「降って湧いた所長命令」

その日は、他の受検場所でも問題が発生し、皆で手分けして対策にあたりました。そればかりか、細田所長から、

「市川君、上殿川については、君が担当してくれ。手がすいているのは、他にはいないんだ。『社長も、市川君に原因をつきとめて欲しい』と、言ってるんだ」

どうやら、社長さんも、私の対応に不満があったのでしょうか。とんだとばっちりが私の方へとんで参りました。

対する「飯能生コン」は、役所に入る前からよく知っておりました。前身は「宮寺砂利商会」で、先代社長は豪快かつ竹を割ったような人なので、私の生まれて育った飯能では有名だったからです。

この名物社長が交通事故に遭われたとかで、息子さんが後を継がれたようですが、会社の敷地に先代社長の銅像が建立されており、創業者に対する想いが形となって現れております。

さっそく、「飯能生コン」の試験室に行き、山角主任研究員と相談いたしました。既に、出荷当日の生コン伝票、配合報告書や試験練りの結果など、関

係する書類が用意されていて、強度に対する、考え方が文書にまとめられつつありました。

人づてに、「飯能生コンを使ってひどい目にあわされた」ような話が入ってきたので、放ってはおけず、



検討を始めたところだったのです。

「建設会社は、何があっても、お得意さんなんです。早く、原因を突きとめねばなりません」と、冷静に取り組んでくれました。

現場の嘆き

話は変わって、これとは別に、現場の親方に、

「親方！ あなたがついていて、どうして、こんなコンクリートになっちゃったの」と、内々聞いてみると、

「実は……」と、言おうか言うまいか迷っております。これは、何かありそうです。

「やはり、何かあったんですね」と聞くと、黙って頷きます。

「社長には、……絶対に言わないで下さい。……昔から、……うちの社長は……真面目な人ですから……」と、訳のわからないことを言って、それでいて、しょぼんと落ち込んでいます。

「実は、……実は、……」

「あのう……水……」

「水がどうしたんです」

「水を混ぜたみたいなんです」覚悟がついたのか、いやに、はっきり言いました。

「えっ！……」と、今度は、私が絶句してしまいました。

「俺が、ちょっと離れたすきに、水を混ぜたみたいなんです」

「あそこの現場は、狭くて、コンクリートが打ちにくい所なんです」

「親方なら、もっと狭くてやりにくい所、いくらでもやっているではありませんか」

「手が慣れてないんで、時間がやたらとかかったんだ。あげくに、バイブレーターの調子が悪いんで、ちょっと、会社に戻ったんですよ。そのすきに、やつら、水を入れやがったんだ」

「急いで、現場に戻ったら、コンクリートが打ち終わってたんですよ。そんなはずがない

んで、『何か、したんじゃねえだろうな』と、問い詰めると、『打ちにくいんで、ちょっとだけ、水入れた』と、蚊の泣くような声でいいやがるんだ」

「『コンクリート打つ時や、親が死んでも離れるな』と、教えてくれたの、親方じゃないですか」

「俺も、あせってたんだな、まさか、会検でここが見られるとはな……」と、ため息を吐いております。

「あそこだけ色がよくないですよ、す（大根が凍った時などに出来る縦に入った筋）も入ってるし」

「悪いことは出来ねえもんだ、恐る恐る、型枠外したら、どこかわかんようになってたんで、大丈夫だと、あの時は思ったんだが、時々、見に行くと、少しずつ色が変わってくんでなあ」

「打設は、いつもの手でやったんでしょう。あの一条乱れぬ人達」

「いやあ、会社も仕事の手いっぱい、いつもの手は強引に、他の現場に『ちょっとだけ』と言って、社長が持ってっちゃったんだよ、その代わりと言って、ド素人みたいのを連れてきて『親方なら、なっ！頼む』ですからねえ、だから、時間もかかったんですよ」

「その手前もあって、社長さんが騒いでるんすかねえ」

「だから、生コンのせいじゃあねえんですよ」と、声を低めて言いました。

「社長が連れてきた手は、ド素人のくせに、いっぱしのことは言いやがってよ『コンクリートなら自信あります。もう、何回もやってますから』、この道何十年もやってる俺だって、自信なんかありやしねいのにな」

「今、そんなことを言ってる場合じゃないですよ、当面の会計検査を乗り切らなきゃなりません、しっかりしてください」と、役所に入り立ての頃、仕事の手ほどきしてくれた親方に言いました。「社長は、飯能生コンのせ

いにしているようだが、原因はわかってるんだ。仕事の取りすぎなんだよ！それも、採算度外視した安い値段でしょう」

「原因は、わかったんで、後は私にまかせてください。決して悪いようにはしません。しかし、このことは、社長さんには内緒にしてください。立場もあるようですから」と、悄然とした親方を後にしました。

こんなやりとりがあって、山角さんの所にやってきたのですが、この話は内緒にいたしました。結論ありきでは、会計検査の説明資料作成に熱心に取り組んでは頂けないかと、危惧したからです。

「うちのコンクリートのせいにされたんでは、場合によっては、Ca定量法（カルシウムでいりょうほう；コンクリート中の特にCaの量を定めて分析し、品質の特定をする方法）までやっても良いと思ってるんですよ」と、暗に**施工上の問題**と確信している様子でした。

「いやあ、現場の親方も、誠実な仕事をする人なので、とりあえず、会検の説明をどうしたらよいか相談に来たんですよ。手直しの方法、強度不足のコンクリートの性能など、いずれにしても、強度を増加させる方法はないので、これをどうするかなんですよ」

「市川さんは、どう思ってるんですか？やはり、うちのせいだと思ってるんですか？」

「それなら相談に来ませんよ。とりあえず、会検対策は関係者全員でやらないと。山角さんの腕の見せ所ですよ。うちの所長も心配してるんです」

その結果、**強度不足のコンクリートが構造物に与える影響**は私が計算その他やることにして、**手直しの方法**は山角さんがやってくれることになりました。原因については後回しにしました。

計算してみると、はたして、このままでも特に支障なしと出ました。しかし、表面の摩耗については問題が残るので、表面を10cm

はつって（削ること）品質の良いコンクリートを打設することになりました。

このバックデータは山角さんが作成してくれました。

徹夜でこの作業を終え、朝一番に説明し、了解を得ました。

社長さんも、大問題にならずに、手直しの費用も安く済んだのでほっとしたのか、しばらく、私の前に姿を現しませんでした。

以上、2題を取り上げましたが、このことから、

「コンクリートは打設するんで、流し込むんではない」ことがわかります。

良いコンクリートを打つには、腕の良い型枠大工さん、鉄筋屋さん、などのもと、現場の者全員の糸乱れぬ連携プレーが必要なのであります。

コンクリートの古典的バイブル「**鉄筋混凝土工學**」阿部美樹志著（大正5年発行）では、施工の重要性を説き、特に、型枠工や鉄筋工を軽視するのは大なる問題である。さらに、**正しい知識を有する作業員の手により、呼吸を合わせて施工すべし**としている。

最近の一般競争入札では、あくまで**価格競争**なので、にわか仕立ての作業員が**コンクリートを流し込んで**いる姿をよく目にいたします。これでは、完成検査にギリギリ合格させるコンクリートでしかありません。従って、安全率の高いコンクリートがめっきり姿を消しました。残念なことです。

これは、品質の良いコンクリートで有名な埼玉の建設業者にとっても不幸なことです。



阿部美樹志 著「**鉄筋混凝土工學**」（大正5年発行）

告知板

皆様の身近で活動しているNPOを応援するために 「埼玉県NPO基金」への 寄附をお願いします

「NPO」とは、保健・医療・福祉やまちづくり、環境保全など、様々な地域の課題に対して自発的に取り組み、継続して社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体で、埼玉県内に1,089法人（県認証、平成19年6月30日現在）あります。

「埼玉県NPO基金」は、NPOの活動を支援し、行政との協働を推進するために平成16年4月に創設した基金で、県の拠出金と皆様からの寄附により成り立っています。

埼玉県は、身近な団体を希望して寄附できる「団体希望寄附金制度」などをご用意し、寄附者の意向を大切にしながら、「日本一のNPOが活動できる県づくり」を目指しています。

この機会にぜひ、寄附を通じての社会貢献活動をご検討ください。

◆制度の仕組み



◆寄附の方法

次の3つからお好きな方法をお選びください。

- ・ 支援したい団体がある >>> 団体希望寄附
- ・ 興味のある活動分野がある >>> 分野希望寄附
- ・ NPOを広く支援したい >>> 一般寄附

★税法上の優遇措置があります！

法人
全額が損金算入されます。

個人
所得税、個人住民税で寄附金額が控除されます（限度額あり）。
相続した財産を申告期限内に寄附すると相続税の課税価格に算入されません。

★感謝状、協力証を贈呈します！

個人で10万円、団体で50万円以上の寄附をいただくと、知事から感謝状を贈呈させていただきます。
1万円以上の場合は、協力証をお送りします。

創立・周年の記念などにいかがですか？



基金の詳細をはじめ、基金登録団体リストや分野リストなどは、埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>) に掲載しています。

まずは、お気軽に 埼玉県総務部NPO活動推進課 までお問い合わせ下さい
NPO基金のリーフレットと振込用紙をお送りします。

NPO活動推進課 協働・基金担当 TEL：048-830-2828

埼玉県NPO情報ステーション <http://www.saitamaken-npo.net/>

（埼玉県NPO基金のページ <http://www.saitamaken-npo.net/kikin/kikin.html>）

建設産業政策 2007 の概要

建設産業を取り巻く変化

建設投資の急激な減少

建設投資：ピーク時84兆円(H4年度)
⇒ 52兆円(H19年度)▲38%
業者数：ピーク時60万業者(H11年度末)
⇒ 52万業者(H18年度末) ▲13%

- ・依然として過剰供給構造、更なる再編・淘汰は不可避な状況
↓
- ・公共投資への依存度の高い地域の建設産業は極めて厳しい状況
- ・価格競争の激化による公共工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せに対する懸念

談合廃絶への社会的要請

- ・談合、官製談合などに対する国民の厳しい批判、CSRに対する要請^{※1}
 - ・改正独禁法等による制度環境の変化
 - ・「旧来のしきたりからの訣別」など業界の法令遵守徹底への取組
- ⇒本格的な競争の時代への突入

品質の確保に対する懸念

- ・公共事業における極端な低価格による受注の増加
 - ・構造計算書偽装問題の発生
- ⇒建設生産物の品質確保に対する懸念

産業としての魅力の低下、就業者の高齢化、将来の担い手不足の懸念

- ・賃金等の労働条件等の悪化、若年労働者の新規入職の減少
- ・建設業就業者の高齢化（建設業就業者の43%が50歳以上）、人口減少による建設産業の将来の担い手不足の懸念
- ・技術・技能の円滑な承継に対する懸念

※1 CSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンス・イニシアチブ）：企業の社会的責任。具体的には、法令遵守、企業統治、情報開示など、一般に企業が社会に対して果たすべき責任と捉えている。

※2 VFM（バリュー・フォー・マネー）：対価に対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方

※3 CM（コンストラクション・マネジメント）・PM（プロジェクト・マネジメント）方式：発注者の代理人又は補助者として、発注者の利益を確保する立場から、①品質管理、②工程管理、③費用管理を行う方式

「構造改革」の推進

○産業構造の転換

- 再編・淘汰は不可避 -

○「意識の改革」- 法令遵守の徹底

○「経営の改革」

- 「選択と集中」による技術力・施工力・経営力の強化
- 完工高偏重から利益重視への経営転換
- 業種・規模等に応じた経営戦略の構築
- 最適な企業形態の選択

⇒公正な競争基盤の確立、再編への取組の促進、技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革

⇒競争を通じて技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長

○対等で透明な建設生産システムへの改革

- 「脱談合」時代に対応した新しい建設生産システムの構築 -

○価格と品質に優れた公共調達の実現

- 公共工事品質確保促進法等による総合評価方式の導入・拡充

○対等で透明なシステムの再構築

- 事前の設計協力など関係者間の不透明な関係、受発注者間・元請下請間の片務性の存在、形式的・画一的な入札契約制度の採用

↓

- 責任関係・費用負担、マネジメントコスト等の明確化
- 発注者の体制、工事の態様等に応じた多様な調達手段の活用

○「人づくり」の推進

- 将来を担う人材の確保・育成 -

- ・将来を担う優秀な人材の確保・育成
- ・技術・技能の承継に向けた各企業・団体、産業全体の取組

～大転換期の構造改革～

今後の建設産業政策の方向性

○公正な競争基盤の確立 - Compliance -

- ・ ルールの明確化と法令遵守の徹底
- ・ 法令違反に対するペナルティの強化

- ・ 建設業法令遵守推進本部の設置
- ・ 法令遵守ガイドラインの策定
- ・ 談合廃絶に向けたペナルティの強化

○再編への取組の促進 - Challenge -

- ・ 企業の経営判断を阻害しない制度設計
- ・ 再編へのインセンティブの付与

- ・ 経営事項審査の見直し（企業集団評価制度の創設）
- ・ 技術者制度の見直しの検討
- ・ 産活法による企業再編のインセンティブの付与の検討

- ・ 海外建設市場への展開

- ・ 海外進出に向けたファイナンス面の強化

- ・ 活動領域の拡大

- ・ 川上・川下分野や農業等の分野への進出支援

○技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革 - Competition -

- ・ 技術と経営による競争の促進
- ・ 地域の実情に応じた入札契約制度
- ・ ダンピングの防止

- ・ 一般競争方式の拡大・総合評価方式の拡充、入札ボンドの導入・拡大
- ・ 工事の態様等に応じた発注標準等の設定、地域貢献度等の評価
- ・ 低価格入札対策の強化
- ・ 現行会計制度の課題（予定価格制度等）の検討

○対等で透明性の高い建設生産システムの構築 - Collaboration -

- ・ 多様な調達手段の活用
- ・ 適切な受発注者間・元請下請間の関係の構築

- ・ 設計施工一括方式等の活用
- ・ CM・PM方式^{※3}、三者協議の活用
- ・ 建設コンサルタント等の能力の適切な評価
- ・ 建設生産システム合理化推進協議会の拡充、施工体制事前提出方式の検討

○ものづくり産業を支える「人づくり」 - Career Development -

- ・ 優秀な技術者・技能者の評価、処遇の改善
- ・ 技術・技能の向上・承継

- ・ 基幹技能者の評価（経営事項審査の見直し）
- ・ 専門高校と地域業界の連携による将来の人材育成強化策の検討

技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境整備

エンドユーザーに対するVFM^{※2}の実現

魅力ある産業への転換

「国民の信頼の回復」・「建設産業の活力の回復」の実現、我が国経済社会・地域コミュニティ、国際社会への貢献

経営基盤強化・新分野進出に係る 支援制度のお知らせ

埼玉県 県土整備部 建設業課

建設産業は建設投資の低迷、受注競争の激化等により依然として厳しい経営環境に直面しています。そこで、経営基盤強化や新分野進出を目指す建設産業の事業者の皆様に対し、国や県をはじめ関係機関では、経営相談や診断、資金の貸付けなど様々な支援制度を設けています。

◎経営相談の受付・派遣等を希望される場合、主な窓口は以下のとおりです。

①ワンストップサービスセンター（財団法人建設業振興基金 構造改善センター）

地域の中小・中堅建設業者の経営基盤強化等を図るため、国土交通省からの委託を受けて、（財）建設業振興基金が実施するものです。建設業経営支援アドバイザー（公認会計士や税理士、中小企業診断士等の有資格者）が直接訪問し、経営相談に応じます。（相談料は1回3時間2回まで無料）

問い合わせ先 TEL 03-5473-4572

（または社団法人埼玉県建設業協会 TEL 048-861-5111）

②簡易経営相談（財団法人建設業振興基金 構造改善センター）

建設業を経営する上で、専門家にインターネットで無料相談ができます。また、公開されている他の相談内容を無料で閲覧することができます。

URL：<http://www.yoi-kensetsu.com/soudan/index.html>

③財団法人埼玉県中小企業振興公社（埼玉県中小企業支援センター）

中小企業の経営や技術等に関する様々な課題について、民間出身のマネージャーや各分野の専門家等が相談に応じます。

問い合わせ先 TEL 048-647-4085

URL：<http://www.saitama-j.or.jp/>

④埼玉県創業・ベンチャー支援センター

創業を目指す方やベンチャー企業・中小企業の皆様へそれぞれのステージに合ったアドバイスや各種サービスを行っています。

問い合わせ先

〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F

TEL 048-711-2222

⑤埼玉県中小企業再生支援協議会（さいたま商工会議所）

中小企業の再生に向けた取組を支援するため、産業活力再生特別措置法に基づき、さいたま商工会議所と国（関東経済産業局）との委託契約により設置された協議会です。事業の将来性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者を対象に、きめ細かい経営相談・再生支援を行います。

問い合わせ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5F

TEL 048-836-1330

⑥商工会議所・商工会の経営改善普及事業

小規模事業者（従業員数～建設業では20人以下）を対象に、商工会議所・商工会の経営指導員が、金融、税務、経理、労務、商取引など経営上の様々な課題に対し相談に応じる制度です。相談は原則として無料で行われます。また、経営コンサルタントなどの専門家による講習会や、創業・経営革新を予定されている方への支援なども行っています。

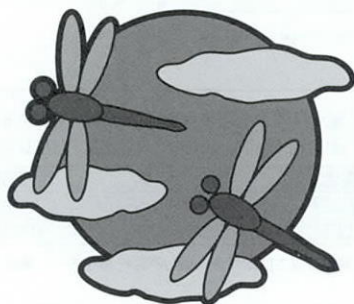
◎その他、今年度実施している公的支援制度は、埼玉県建設業課のホームページに掲載しています。該当ページへの入り方とアドレスは次のとおりです。ぜひご参照ください。なお、各制度の詳細については、担当機関・部署にお問い合わせくださるようお願いします。

入り方

「埼玉県 建設業課」で検索 → 「埼玉県／建設業課」 → 「コンテンツ」欄の「埼玉県建設産業支援のページ」 → 「建設産業経営支援情報の提供」 → 「2007年版関東地域における建設産業支援プログラム（公的支援制度編）」

アドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A08/BH00/kensetusangyosien/PDF/H19program-sien-kantou.pdf>



平成19年度

両立支援レベルアップ助成金の概要

仕事と家庭の両立を応援します

財団法人21世紀職業財団 埼玉事務所

育児・介護雇用安定等助成金

両立支援レベルアップ助成金

支給機関: (財)21世紀職業財団
支給申請: (財)21世紀職業財団地方事務所

(参考) 中小企業子育て支援助成金

支給機関: 都道府県労働局
支給申請: (財)21世紀職業財団地方事務所

代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させたとき

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したとき

子育て期の柔軟な働き方支援コース

小学校就学前の子を養育する労働者が短時間勤務等の柔軟な働き方ができる制度を設け、利用者が生じたとき

事業所内託児施設設置・運営コース

事業所内に労働者のための託児施設を設置・運営したとき

ベビーシッター費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行ったとき

職場風土改革コース

両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を計画的に行ったとき

男性労働者育児参加促進コース

男性の育児参加を促進するモデル的な取組を実施したとき

申請企業が多い場合には、予算を勘案して対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

受給のためには

- 雇用保険の適用事業主又は事業主団体であることが必要です。
- 「中小企業」は、次のいずれかの区分に該当するものとなります。

区 分	小売業(飲食店含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

- 労働保険料を納入していない事業主等及び過去に給付金に関し不正行為を行った事業主等については、支給を受けられないことがあります。
- 中小企業子育て支援助成金は、常用労働者100人以下の事業主が対象となります。

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給します。

(1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

① 最初に要件を満たした育児休業取得者 (支給対象労働者)が生じた場合	中小企業	50万円[40万円]※
	大企業	40万円[30万円]※
② 2人目以降の支給対象労働者が生じた場合 (最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、 ①と合わせて1事業所当たり1年度10人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

(2) 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定していた事業主の場合

支給対象労働者が生じた場合 平成12年4月1日以降、支給対象労働者が生じた日の 翌日から5年間、1事業所当たり1年度10人まで	中小企業	15万円
	大企業	10万円

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

休業中能力アップコース

育児休業者又は介護休業者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給します。

(1)在宅講習 (2)職場環境適応講習 (3)職場復帰直前講習 (4)職場復帰直後講習

支給限度額 支給対象労働者1人当たり	中小企業	21万円
	大企業	16万円

支給は
1事業所当たり
育児休業者
介護休業者
それぞれ延べ
100人までです。

(2)職場環境適応講習と(3)職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、職場復帰直前講習の支給が優先されます。

子育て期の柔軟な働き方支援コース

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる次のいずれかの制度を新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、これらの制度を利用した場合に、事業主に支給します。

(1)育児休業に準ずる制度 (2)短時間勤務制度 (3)フレックスタイム制度(労働基準法第32条の3の規定による労働時間の制度) (4)始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度 (5)所定外労働をさせない制度

支給額	(1)、(2)に該当する制度の場合	①支給対象労働者が最初に生じた場合	中小企業	50万円[40万円]※
			大企業	40万円[30万円]※
		②2人目以降の支給対象労働者が生じた場合(最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、①と合わせて1事業主当たり延べ10人まで)	中小企業	15万円
			大企業	10万円
	上記以外の制度の場合	支給対象労働者が最初に生じた場合 1事業主1回限り	中小企業	20万円[15万円]※
			大企業	15万円[10万円]※

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

事業所内託児施設設置・運営コース

労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路またはその近接地域を含む)に設置、運営及び増築を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

	助成率等	助成限度額	
設置費		2,300万円	
運営費 (運営開始後5年間)	中小企業3分の2* 大企業2分の1 1事業主1施設限り	通常型	施設の現員に応じ 最高699万6千円
		時間延長型	施設の現員に応じ 最高951万6千円
		深夜延長型	施設の現員に応じ 最高1,014万6千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額+165万円
増築費	2分の1	増築	1,150万円 [5人以上の定員増を伴う増築、 体調不調児のための安静室等の整備]
		建替え	2,300万円(5人以上の定員増を伴う建替え)
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円	

*平成19年4月1日から平成22年3月31日までの措置です。

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成します。

助成率	中小企業	2分の1
	大企業	3分の1

年間限度額は企業規模にかかわらず、
1人当たり30万円、かつ、
1事業所当たり360万円です。
また、支給は1事業所当たり5年間を限度とします。

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成に加えて一定額の助成をします。

支給額(1事業主につき)	中小企業	40万円[30万円]※
	大企業	30万円[20万円]※

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

労働者に対する両立支援を推進するため、両立支援制度を労働者が気兼ねなく利用できるよう、職場風土改革に計画的に取り組む事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下で、かつ、子育て世代の労働者が50人以上の事業主)を(財)21世紀職業財団地方事務所長が指定した上で、指定を受けた事業主が成果をあげた場合に支給します。

1年度目	事業実施前に比べ両立指標の得点が向上した事業主	50万円
2年度目	1年度目よりさらに両立指標の得点が向上した事業主	50万円
	2か年度にわたる取組みの結果、女性の育児休業取得率が80%以上、かつ、事業終了後の両立指標の得点が190点以上の事業主	50万円を加算

加算については、1年度目、2年度目の2か年にわたって支給を受けた事業主が対象となります。

男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けた取組を行う事業主を、(財)21世紀職業財団地方事務所長が指定した上で、指定を受けた事業主が実際に取組を行った場合に、1年度につき50万円、2年度を限度として支給します。

(参考)中小企業子育て支援助成金

常用労働者100人以下の企業において、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて生じた事業主に支給します。

	1人目	2人目
支給額	育児休業 100万円	育児休業 60万円
(育児休業取得者、短時間勤務適用者のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2人目まで支給)	短時間勤務 利用期間に応じ60万円、80万円、又は100万円	短時間勤務 利用期間に応じ20万円、40万円、又は60万円

同一の事業主であって、1人目と2人目の支給申請の対象労働者が同一である場合は、当該対象者は、1人目のみの申請対象となります。

(注)支給機関は、各都道府県労働局です。なお、支給申請書は(財)21世紀職業財団地方事務所に提出してください。詳細は各都道府県労働局又は、(財)21世紀職業財団各地方事務所にお問い合わせください。

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、301人以上の労働者を常時雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出る義務があります。

また、常時雇用する労働者が300人以下の事業主も、一般事業主行動計画の策定・届出に努める事が求められています。

財団法人 21世紀職業財団

(財)21世紀職業財団は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく厚生労働大臣の指定法人として、労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援する事業を実施しています。

お問い合わせ

厚生労働省 埼玉労働局雇用均等室

TEL : 048-600-6210
FAX : 048-600-6230

財団法人 **21世紀職業財団** 埼玉事務所

TEL : 048-824-7001
FAX : 048-824-7009

建産連 だより

○東日本建設業保証㈱ 埼玉支店 『アオサインサービス 謝恩キャンペーン』のご案内

当社関連会社の日本電子認証㈱(NDN)では、現在、ご推薦をいただいている団体様への御礼といたしまして謝恩キャンペーンを実施しております。

- ①ICカードの購入がお済みでない方
- ②NDNのICカードへの切替を検討中の方
- ③ICカードの追加購入を検討中の方

この機会に是非ともご利用ください。

★キャンペーンの概要★

≪受付期間≫19年9月1日～11月30日

≪対象商品≫アオサインサービス電子入札用
ICカード

≪特典≫ICカード1枚につき、ICカード
リーダー1台を無償提供
(10,500円相当)

≪必要書類≫電子証明書発行申込書ほか添付
書類一式、および「ICカード
リーダー無償提供券」(会報等で
配付されているもの)

※お申込書類は、NDNのホームページ

(<http://www.ninsho.co.jp/aosign>)

から入手いただけます。詳しくは、当社埼玉支店(048-861-8885)まで
お問合せください。

○埼玉県電気工事工業組合 3者共催で内線工事技術者育成講習会を開催

(社)日本電気協会関東電気協会、(社)全関東電気工事協会、埼玉県電気工事工業組合の3者共催による「平成19年度内線工事技術

者育成講習会」を8月17日、さいたま市北区宮原町の埼玉県電気工事工業会館において開催し、組合員約100名が受講した。講習会は、(社)日本電気協会の石井一幸氏が講師を務め、講習会用テキストを使用して「内線規程の目的・総則、構内電線路の施設」について講義し、内線規程の適用範囲、構内電線路の施設・感電火災等の防止等について分かりやすく、具体的に解説した。午後からは、同協会の飯村正憲氏が講師を務め、「電気使用場所等の施設」について、低圧配線の方法、電灯及び家庭用電気機械器具の施設等を詳細に解説した。講師を務めた石井、飯村両氏による質疑応答を実施した後、主催者を代表して、当工組の小澤浩二理事長(全日本電気工事工業組合連合会会長)が閉会の挨拶を兼ね、講習会の参加者にお礼の言葉を述べた後、「私たちの組合の存在価値は、電気工事の品質の向上と、その後の保安の確保にあります。その大義達成のための一つとして、本事業を開催いたしました。さらに、埼玉県知事が唱えています「安全・安心」にも寄与するものでありますので、県民の皆様のためにも、今後、益々努力して頂きたい」と述べ講習会が終了した。

○(社)埼玉県空調衛生設備協会 新潟県中越沖地震の水道復旧支援活動

去る7月16日に発生した新潟県中越沖地震により、大きな被害を受けた水道管の復旧にあたり、(社)日本水道協会より、関東地方の水道事業者に復旧応援の派遣要請がありました。

埼玉県では、7月18日、さいたま市水道局より、さいたま市管工事業協同組合へ出動要請がありました。それを受けて即日対応方法を決め、翌日の19日早朝から順次柏崎市へ出動しました。参加した会社10社(うち、当協会会員9社)、作業員30人が7月26日ま

で復旧支援活動を行いました。市内の土質が砂地だったために、掘削作業が難航しましたが、ライフラインの早期復旧に貢献することができました。

当協会の会員は、以前にも地震による災害復旧支援活動に参加しました。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、上記と同様な要請を受けて、西宮市へ約1ヶ月間にわたり支援活動を行い、平成16年10月に発生した新潟県中越沖地震では、小千谷市で支援活動を行いました。

地域ごとに、土質・住民対応等の方策も異なるため、今回の活動も今後の参考になることがありました。

これからも、埼玉県内はもちろん他県でも復旧支援活動の一端を担い貢献できればと思っています。

○埼玉県地質調査業協会 新潟県中越沖地震の調査報告会を開催

平成19年8月22日(水)に、農林会館におきまして、新潟県中越沖地震の調査報告会を開催致しました。これは、本協会が埼玉県の要請を受けて実施したもので、県から23名の方々が出席されました。

本会の内容としては、地震発生直後に、実際に現地で調査を行った協会員企業の技術者の報告で、(株)日さく事業本部地質調査部防災地質課の茂木俊課長と会津隆士課長代理による「災害直後の緊急点検の実務—新潟中越沖地震を例として—」と、(株)東建ジオテック佐々木誠二常務取締役技術本部長による「地震災害と地盤・構造物の振動について」の2編の発表が行われました。発表後の質疑応答のなかでも、災害協定のあり方や、災害発生時での対応等の意見交換が行われました。そのなかで、震災発生時に協会の果たすべき役割が大きいことを再認識するとともに、現在、協会が進めている県との災害協定締結を

早期に実現する必要性を痛感しました。そして、今後の協会員同士の連携をより一層強化して、地域に貢献していきたいと考えております。

○(社)埼玉建築士会 新潟県中越沖地震 「被災住宅相談キャラバン隊」の協力

新潟県中越沖地震により甚大な被害を被った柏崎市からの「被災住宅相談」の要請により、関東甲信越ブロックを中心に建築士会が担当することとなりました。埼玉建築士会では平成19年8月2日に会員35名、事務局1名により、柏崎市内の4ヶ所の避難所を担当し家屋等の復旧方法、復興支援など相談業務に協力し、実際に建物の被害状況を見てみなければ対応できないため、当日の132件の相談のうち94件が来られた方と一緒に現地に出向き、建物の被害状況を確認し、対処方法等のアドバイスを行いました。引き続き現在でも、新潟県建築士会では被災住宅相談を実施しており、建築士会で2300件を越す相談に応じることができました。中越地震の際にも「被災住宅相談キャラバン隊」を実施しましたが、わずか3年で今回の災害となってしまう、災害対策に対する日頃の対応の大切さを痛感しております。

○(財)埼玉県建築住宅安全協会 住宅用火災警報器設置モデル “ミニハウス”贈呈について

公益事業の一環として「住宅用火災警報器の設置促進に関する事業」を本年度新規に計画しました。その具体化のために検討を重ねた結果、設置モデルの“ミニハウス”を作成し、希望のあった県庁消防防災課及び29の消防本部に寄贈することとなり、9月11日に贈呈式を行いました。



○(財)埼玉県建築住宅安全協会
定期報告実務要領講習会開催のお知らせ

埼玉県内での建築基準法第12条の規定に
基づく「定期報告制度」の概要をご理解いた

だくため、「定期報告実務要領講習会」を下
記により開催します。多数の方のご参加をお
待ちしています。

会場は、両日とも建産連研修センター3階
ホールです。また、聴講料はそれぞれ2,500
円(消費税を含み、テキスト代は別)です。

なお、詳しいことについては、事務局に用
意してある案内書をご参照ください。

建 築 物 告 定 期 報 告 実 務 要 領 講 習 会	平成19年11月20日(火) 午後1時から午後5時まで
建 築 設 備 告 定 期 報 告 実 務 要 領 講 習 会	平成19年11月21日(水) 午前10時から午後5時まで

月刊「建設物価」をインターネットで!
Web建設物価
<http://www.web-kensetu-bukka.com>

【期間限定】平成19年9月末まで“無料”

検索機能で使いやすさUP!

フリーワード検索や分類検索など多彩な方法
で探せる! 月刊「建設物価」の目次にも対応。

収録データ大幅UP!

月刊「建設物価」に未収録の資材・工種・地
区を追加。資材・工種の解説等、詳細情報も
追加。

その他にも便利な機能満載!

平成19年度版

国土交通省土木工事積算基準

■B5判/定価9,030円(税込)



○「法面工(吹付法
面とりこわし工)」
等9工種の歩掛改
正

○「鋼管・既製コン
クリート杭打工
(鋼管ソイルセメ
ント杭工)」1工種
を新規制定

昭和58年に発刊して以来、今年で25年目——
通称“黄本”と呼ばれ、皆様に愛用されています。

月刊 **建設物価**

B5判/定価3,799円(税込)

■年間購読料/37,200円(税込・送料サービス)

季刊 **土木コスト情報**

B5判/定価3,400円(税込)

春(4月) 夏(7月) 秋(10月) 冬(1月) 発行

■年間購読料/12,000円(税込・送料サービス)

季刊 **建築コスト情報**

B5判/定価4,600円(税込)

春(4月) 夏(7月) 秋(10月) 冬(1月) 発行

■年間購読料/15,800円(税込・送料サービス)

お申し込み・お問い合わせは下記まで。

建設物価
<http://www.kensetu-navi.com/>
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)



〒103-0011

財団法人 建設物価調査会

東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル
☎(03)3663-8761(代) FAX(03)3663-1397

連合会日誌

7月18日 理事会

事業の執行等について協議

7月19日 総務委員会

全国府県建産連会長会議の提出議題等について協議

建設業経営講習会

(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催

「企業格付けに必要な建設業の事業継続計画 (BCP)」

建設教育研究推進機構 大野 春雄 氏

於：埼玉建産連研修センター 3階大ホール 受講者80名

7月25日 広報委員会

建産連ニュース第113号の発行、第114号編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール等について協議

8月3日 全国建産連広報・構造改善対策委員会合同会議（建設業振興基金）に有山副会長等出席

8月8日 正副会長会議

事業の執行等について協議

8月21日 研修指導委員会

平成19年度事業実施計画等について協議

8月24日 全国建産連総務委員会（建設業振興基金）に関根会長等出席

9月26日 正副会長会議

事業の執行等について協議

9月27日 埼玉県議会公明党議員団「意見交換会」（埼玉県議会）に正副会長等出席

10月4日 全国建産連正副会長会議及び全国府県建産連会長会議（霞が関ビル）に関根会長等出席

10月9日 自民党埼玉県連「団体要望ヒアリング」（自民党埼玉県連）に正副会長等出席

10月12日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品審査実施（特別会議室）

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

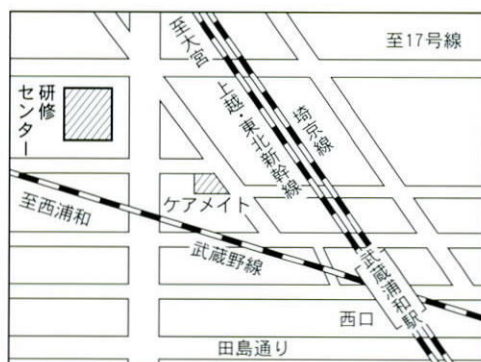
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電 話 048-866-4301
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111
 会 長 関 根 宏

(平成19年10月1日現在)

構 成 団 体 名	代 表 者	所 在 地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会 長 古郡 一成	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会 長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会 長 藤原 恒男	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 椋尾 民雄	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会 長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 渡辺 秀雄	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会 長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会 長 高木 容	〃	〃	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会 長 豊田 昇	〃	〃	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会 長 桑子 喬	〃	〃	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会 長 遠藤 修一	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会 長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銑二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県下水道施設維持管理協会	会 長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 ときわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会 長 宮田 勉	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 高岡 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白澤 芳正	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	〃	〃	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 濱田三千男	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会 長 岡崎 幸夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 遠藤 輝男	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会 長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社) 日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県会	会 長 笠原 保孝	〃	〃	048(844)0111

賛助会員

さいたま市建設業協会	会 長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
埼玉県電業協同組合	理事長 荻野 勝治	〃	〃	048(836)3003



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、
和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第114号

平成19年10月15日発行

発行 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

FAX 048-866-9111

印刷 〒350-1123 川越市脇田本町25-14

六三四堂印刷株式会社

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月